

○厚生労働省告示第三百七十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二类医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第百二十二号の規定は、平成二十九年二月一日から適用する。

平成二十八年十月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十九号を第二百六十二号とし、第百八十二号から第二百五十八号までを三号ずつ繰り下げ、第百八十一号を第百八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十四 フェキソフェナジン

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百八十二号とし、第百二十一号から第百七十九号までを二号ずつ繰り下げ、第百二十号を第百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十二 セチリジン

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百十九号を第百二十号とし、第二号から第百十八号までを
一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 アシタザノラスト